

## 令和5年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第4日目）

令和5年3月14日（火曜日） 午前9時30分開会

第31 一般質問

第14 議案第13号 訓子府町議会議員及び訓子府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第19号 第1種会計年度任用職員の給与に関する条例及び第2種会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第21号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第7号 令和5年度訓子府町一般会計予算について

第19 議案第8号 令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について

第20 議案第9号 令和5年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について

第21 議案第10号 令和5年度訓子府町介護保険特別会計予算について

第22 議案第11号 令和5年度訓子府町下水道事業特別会計予算について

第23 議案第12号 令和5年度訓子府町水道事業会計予算について

○出席議員（9名）

1番	余 湖 龍 三 君	2番	西 森 信 夫 君
3番	山 田 日 出 夫 君	4番	仁 木 義 人 君
5番	西 山 由 美 子 君	6番	（ 欠 番 ）
7番	泉 愉 美 君	8番	谷 口 武 彦 君
9番	工 藤 弘 喜 君	10番	河 端 芳 惠 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
企 画 財 政 課 業 務 監	本 庄 朋 美 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福 祉 保 健 課 長 補 佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建 設 課 長	荒 沢 直 樹 君
建 設 課 業 務 監	河 端 健 君
上 下 水 道 課 長	森 田 繁 光 君
会 計 管 理 者	渡 辺 克 人 君
教 育 委 員 会 教 育 長	林 秀 貴 君
管理課長・子ども未来課長	高 橋 治 君
子ども未来課長補佐	ト 部 恵 司 君
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長	山 田 洋 通 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 岡 宏 造 君
議 会 事 務 局 係 長	小 林 央 君

◎開議の宣告

○副議長（西山由美子君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。

◎一般質問

○副議長（西山由美子君） 日程第31、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

1番、余湖龍三君の発言を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。まず、一般質問に先立ちまして、私、昨日、貴重な議会、1日休ませていただきました。大変ご迷惑をおかけしました。

それでは、一般質問通告書に従いまして、お尋ねします。

まず、一問目ですけれども、コロナ禍の終息を迎えての会食を伴う会合の今後の取り扱いについてということで町長にお尋ねいたします。

オホーツク管内でコロナウイルス感染症が確認されてから丸3年がたち4年目を迎えるということです。政府はマスクの着用を個人の判断に任せるなどコロナ対策を抜本的に転換しました。これは今後、完全な終息には至らずとも感染予防をしながらの経済活動の回復を期待するものだと思います。

この3年間は、料飲・飲食業にとっては飲食を伴う会合の自粛・感染対策・営業時間制限など本来の姿での営業が出来ず、苦境の3年間でした。

今、政府の対策の抜本的な転換を機にわが町でも会食会合の取り扱いについて見直す時期ではないかと思えます。そこでお尋ねいたします。

一つ、料飲・飲食業の現状についてどのように把握しているのかお伺いします。

二つ、今後の飲食を伴う会合の解禁の考えは。

よろしくお願ひします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「コロナ禍の終息を迎えての会食を伴う会合の今後の取り扱いについて」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「料飲・飲食業の現状についてどのように把握しているのか伺います」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症は、猛威を振るい瞬く間に感染が広がりましたが、現在は全国的にも感染者数が減り、本町においてもかなり少なくなってきました。

この3年間は、全ての町民が非常に厳しい生活を強いられ、料飲・飲食業にとっても自粛や時短営業の要請、感染対策の徹底など厳しい経営状況でありました。

このような中、国や道、本町において休業補償や支援金の支給、店舗改修等に対する補助、融資の利子補給などを行ってきました。

大人数での会食はまだ少ないようですが、徐々に小人数での会食などは増え飲食店に客

足が戻ってきていると感じております。

ただ、もう一つの問題として物価高騰により料飲・飲食業にとっては依然として厳しい経営状況が続いているとも感じております。

2点目に「今後の飲食を伴う会合の解禁の考えは」とのお尋ねがございました。令和2年4月の北海道が発出した緊急事態宣言における繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛にはじまり、5人以上や2時間を超える長時間の飲食の自粛、同居していない方との飲食は控える、黙食など、道民の皆さんへの飲食に伴う協力要請が相次いで出されました。

町においては「訓子府町新型コロナウイルス感染防止基本対処方針」を定め、職員や各課の基本的な行動指針を感染状況に応じて定めており、感染状況が非常に悪いときは「会議等における懇親・懇談会等の開催は控える」感染状況が落ち着いていた時期には「黙食を実践する」等、適宜、感染防止の徹底を図ってまいりました。

今般、国や北海道では3月13日からマスク着用を個人の判断に委ねることとし、徐々にではありますが、コロナ禍前の日常を取り戻す方向に向かっております。町の行動指針においても3月13日からは町が主催する懇談会・懇親会等の開催の判断については言及しないことで、現在改定作業を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症がまったくなくなったわけではなく、高齢者等重症化リスクの高い方や高齢者の方への感染を防ぐため、感染拡大の傾向が見られる場合など、何らかの配慮を求めることもあるかもしれませんが、町としても国・道と歩調を合わせて、コロナ禍前の日常へ一歩一歩進んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 回答いただきまして、ありがとうございます。回答の中にありますように厳しい現状は国の規制緩和とともに、最近では客足が戻ってきていると感じていると。そういうご返答でございましたが、私は現場にいる人間としまして、まだまだ戻ってきているとはあまり感じていないのが実情です。実際にまだ町としても今後については、いろいろ対策を考えていってくれるのかなと思いますけども、実際のところ最初の1年、2年に関しましては、いろいろな国や道からの補助金とか町からもいろいろな休業補償とかの支援金の支給とかありまして、あれについては各事業者とも助かった道はあると思うんですけども、3年目に関しましては、ほとんどそういうものがなく、小口のものしかないというようなことで、実際には本当に3年目が一番ひどい、3年目の後半から本当にひどい現状が続いているのが確かなんですけども、回答には客足は戻ってきているという一行があるんですけども、そこら辺について、実際にどこら辺の感覚でそういうのはここに書かれたのかなということをもう一言お聞きしたいんですけども。

○副議長（西山由美子君） 町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 実際にですね、私の方もお店を極力使うようになってことで気にしていますし、そこでは以前みたいにたくさんでの会合とかってというのは行われてないような感じはしますけども、少人数ではお店がいっぱいになっている日もあるようですし、その辺はコロナ前どおりということではないですけども、一定程度は戻ってきている

かなと思って感じております。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 訓子府の中のどこら辺が戻っているのか、そこまで戻っているのかなということもありますけども、やはり全体的な中ではもちろん前ほどの状態、コロナ禍前まで戻るのには、まだまだ時間のかかることだと思いますけども、確かに年明けといたしますか、本当に年明け、正月もまだ駄目でしたんで、2月ぐらいから客足が戻ってきているというのは現状としてあるんじゃないかと思えます。ただ、本当にそれまでのつらい期間がありましたんで、そのことについては非常にまだまだこれからだかなと思っております。それでこれから戻るといふ、今、戻ってきたという気持ちがある以上はなかなかこういうのは難しいのかと思えますけども、今年度について、今年度といたしますか、今後について、さらなる町としての支援体制については、何か考えていらっしゃいますか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員もご指摘のとおり2年間は万全を期して管内でもやっているところやっていないとこのバラツキがないようにも含めて、私どもなりに努力してきたことは議員が認めるとおりであります。3年目はまだまだということもありましたけども、ある意味では、今後こうしたことを見極めながら考えていかなきゃならないなと思えます。これは重点施策として商工業の振興というのは私どもはもう一丁目一番地ぐらいの気持ちでおりますから、その点でいきますと新しい町長に選出された方、議員たちは状況を適切に把握しながら、私どもにも負けないような対応策をとっていただきたい。そしてまたとるべきだというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 町長からそういうお言葉があったんで、次の町長にはもうぜひとも頑張ってくださいと思いますけども、とりあえず現状としましては、それを引き継ぐ中で担当課長から先ほど返答いただきましたけども、やはりもう少し現状の見極めをしてもらって、今後につなげていっていただかなきゃいけないなと思ってます。確かに本当に1年目、2年目、先ほど私も言いましたけども、1年目、2年目の補助体制の中で3年目というのは本当になかったんです。しかも3年目の後半ですね、第8波の前ぐらいには一時期またいい感じになってたんですけども、第8波によって、このオホーツク管内も非常に数が出まして、あれ以来、本当にそのときの落ち込みが一番大きいのかなと思うぐらいダメージを受けております。そこら辺の把握をきちんと持った中で、次になる町長にぜひとも担当課長は引き継ぎをお願いしたいなと思えますけども、いかがでしょう。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私どもはですね、プレミアム商品券や各種の商品券も含めて地元で消費活動が活発になるような政策を打ってまいりました。まだ券を持ったまま使わないでいる方もいるようですけども、一つは、やっぱり商工会が組織としてどう把握しているか。それから金融機関、信用金庫がどう把握しているか。私自身はあらゆる会合に呼ばれますと100%出席しておりますので、その回数、それから客の入り具合等はかなり適切に見ているつもりでございますので、今、議員ご指摘のとおり担当課も含めて、さらに適切な状況把握に努めていかなきゃならないと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） よろしく申し上げます。ついでにもう一つお願いしたいんですけども、行政としまして、訓子府の町は町の行政と農協ですね、農家関係の農業関係の方のJAの関係の集まりというのが2本の柱になっています。今、町の方につきましては、今、お答えありましたように、今後そういうものについては、やっていっていただけるということですけども、もう一つJAに対しての働きかけをお願いできないのかなと。やはり町がこういう形で進んでいきますんで、町のやっぱりそういう経済活動の発展といいますか、元に戻すような形のもとに、やはりJAという組織が、そういうものに対して、ある意味、解禁していただかなければ、2本の柱のうちの1本が駄目ではちょっとまずいので、そこら辺の働きかけというのは、行政としていかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 農協関係は、特にJAは非常に神経をとがらせて、特に酪農業に対する感染が及ぼす影響等があって、内部的な会議の自粛、そして私ども例えば1市2町の市町と組合長の会議も3年間ほとんどしていないというか、この間やったばかりでございます。やっとそういう状況になってきたなということでございますから、明日、宇都宮賞の受賞祝賀会が町内でやられる。これは珍しい。やっと久々にという状況ですから、明日組合長も一緒に出ますので、ぜひそのときにもですね、町内の料飲店を使うということをお願いをしまいたいと思いますけども、ただ、状況的には、若い職員は今、訓子府にJAの職員は住んでいない。だから、その点言うと個人的にも含めて、訓子府町内で飲食を伴うことというのは本当に少なくなってきたというのを私も実感しておりますので、これは経済的な問題も含めて組合長に、組合長は訓子府の方ですから、強く要請をしまいたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 本当に2本の柱揃って、そういうことを積極的に進めてくれることによって、先ほど町長、商工業界全体という話もされましたが、そういうものに対してのいろいろなトータル的な商品券ですとか、そういうものに対しての応援はしていただけてますけども、やはりその中でも特に飲食業というのは非常にダメージがあるのは、皆さん当然お分かりだと思います。皆さんも実際にこの期間の中では、そういう集まりがなかったのも確かだということで覚えていらっしゃると思いますので、ぜひとも、特に飲食業に関しては、もう少し応援の手を緩めずに、次期町長含めた中で、考えていただきたいと思いますので、ましてや、今、町長がJAとの会合があるということで、その中でもそういうことを進めていただけるというお答えをいただきましたので、大変ありがたいと思っていますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

一問目につきましては、それで結構でございます。よろしく応援していただきたいと思ひます。

二問目に入りたいと思ひます。

二問目につきましては、消防署救急車業務の出動態勢の改善について、お伺ひいたします。

町民の生命・財産を守る消防業務の中で、火災による消火活動と並んで重要な救急救命のための救急車の活動は、年々その出動回数が増加し続けています。昨年、東京都では過

酷な救急業務のため救急車が居眠り運転を起こし負傷者が出る事故がありました。

本町においては、現在までそのような事案は報告されていませんが、昨今の救急出動の増加を見るとそのような事態になる恐れはないのか心配です。お尋ねいたします。

一つ、現在の救急車の出動態勢はどのようになっていますか。

二つ、現状の出動態勢ならびに業務状況での課題は。

三つ、今後の出動態勢の改善の考えは。

よろしく申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「消防署救急車業務の出動態勢の改善について」3点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目の「現状の救急車の出動態勢は」と2点目の「現状の出動態勢ならびに現状の勤務状況の課題は」には関連性がありますので、合わせてお答えいたします。

現在、北見地区消防組合訓子府支署の職員定数は15名で、勤務体制としては、管理職2名と係長職1名で構成する毎日勤務者が3名、その他の12名を交代勤務者として2班に分け、1班6名のうち4名が当直勤務に就く変則2部制勤務体制とされております。

平日の勤務は、毎日勤務者3名と交代勤務者4名の原則7名体制で出動等に対応しておりますが、土日祝祭日や毎日勤務者の退庁後は交代勤務者4名で勤務し、出動等に対応しております。救急車の出動に際しましては、平日日中では、基本3名で出勤し、残りの職員は他の災害等があった場合の対応として待機、平日夜間や土日祝祭日については、4名全員での救急出動としております。

課題としては、大規模化・複雑多様化する各種災害に迅速に対応し、効果的な消防活動を遂行するためには、常時、消防車と救急車が同時に出動できる警防体制の構築が望ましいとされておりますが、現状、土日・祝祭日、夜間での体制構築は非常に困難であること。また、昨今は特に新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、全国各地において医療提供体制による搬送困難事例が多く報告されており、訓子府支署でも同様の事例から、救急隊員の疲弊が懸念されております。

3点目に「今後の出動体制の改善の考えは」とのお尋ねがございました。

消防職員の勤務や出動体制の決定については、北見地区消防組合の権能であり、法令上、町は体制改善の権限は有しておりませんので考え等はお示しできませんが、令和5年2月24日開会の第1回北見地区消防組合議会において、北見地区消防組合職員等定数条例の一部改正が議決され、訓子府支署の職員定数が15名から17名に増やされたところでございます。現在、令和5年4月1日付けで救急救命士資格取得見込み者1名の採用内定がされているところであり、体制を充実させ、全体的な隔日勤務体制を図ってまいりたいとお話を聞いております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） お答えの中にもありましたように、本当に今の町民にとって災害時に出勤していただく火災ならびに救急についての消防署の働きというのは非常に大事です。出動回数の今、報告がございませんでしたけども、火事については、そんなに増えて

はいませんが、救急の出動については、前年比でかなりの数が増えてます。昨年度は二百七、八十件の出動があったんじゃないかと思います。これについては、1日多い時でも訓子府の中で大体4件ぐらいの出動、多い時で4件ぐらいがあるのかなと思っていますけども、全国的に見ますと東京の事例を先ほど出しましたが、東京あたりはもっともとの数があるんで、非常に過酷ですけども、やはり訓子府町の職員にとっても4件の救急があれば、かなりの過酷さがあるんじゃないかと思います。ましてや、4名が当直につくんですけども、この4名については、計測すると十七、八時間の勤務になるんじゃないかと思います。こういう中で、もしか普通みたいに1件、2件の救急があるとか、ないときはいいんですけども、やはりこれから今後については、もっともって救急の数というのは増えていくんじゃないかと思いますので、その中で救急出動が増えるとやはり町長も懸念しているとおりの今後、そういう体制の中で事故があるとか、何か不都合があるんじゃないかということを感じるところでございます。今後の、どうなんでしょうかね、去年はかなり増えてたんですけども、今後の救急の出動についての見込みというのはどのように考えていますか。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 今後の救急の見込みのご質問だったかと思います。昨年、訓子府支署で救急に出たのが215件、令和3年ですね215件。令和4年が救急が274件と。これは支署に確認しましたところ、主にコロナの関係で増えているというような状況だということですので、今後につきましても、コロナの状況がひどくなれば、またさらに増える可能性はあるけれども、今の状況であれば落ち着いていくのではないかなというように感じて捉えているところでございます。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） コロナだからそんだけ増えたのか、もちろんそれは非常にあるんじゃないかと思いますが、ただ、人口の構成上、今後、高齢者がたくさん増えてきますし、そういう意味での出動回数の増というのは見込まなければいけないんじゃないかと思います。これはコロナだけの話じゃなくて、やはり町民全体の病気の関係での出動というのは、きっと増えていくんだと思います。その中で現在4名が当直で頑張っているんですけども、4名では当然救急に3人乗って、そのときに火事があれば、それに出る人がいないので、北見地区消防でよそから敏速に来るとというのが現実的にはあるのが確かです。ただ、救急につきましても基本的には3名乗車ということですけども、もう今は4名乗らなければいろんな仕事が救急車の中ではできないというのも現状として今までの実績として残っていますので、やはり救急車についても今後4名の乗車というのが普通になってくるんじゃないのかなというふうに私は考えていますけども、やはりそんな中で考えますと、やはり町の人口が多少減っていくんでしょうけども、高齢者の割合もだんだん増えていく。そういう意味で救急車の出動が増えていく。そうなったときに、やはり署員の体制というものに関しては、今後もっと考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、ましてや当直が、これは全体の人数の関係で現在は15名の定員の中で管理職が二人いますので、宿直は12名で回るとような形になっていると思うんですけども、これはやはりこの段階でまずやはり署員が増えなければ、これをもっと自由に回していくことはできないんじゃないかなということを考えますけども、訓子府町は今年度15名の定員が1



7名になったという今ご報告もありましたけども、これについては17名でもやはり回すには足りないんじゃないのかな。私としてはやはり最低20名の署員じゃなければ、3交代制をとらなければ、やはり過労の、働き過ぎと言いますか時間的な制約が少ない時間の中で3交代にすることによって、仕事の効率というのは上がって、いろんな事故的なものが少なくなるんじゃないのかなということも考えますので、最終的には訓子府であっても最低20名の体制の中の消防支署というのはあった方がいいんじゃないかなと思っています。そんな中で今年度2名定員が増えるということで、今後の採用については、どのようにお考えなんでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今20名の提案がございました。議員は消防議員も務めておられましたのでよく分かっていると思います。一つは人的な配置はトータルとして北見地区消防組合としての考え方を持っています。この2名が増えた。あるいは14名が15名になったときもそうですけども、北見の消防組合の監査委員の方から指摘があって、基本的な考え方に基づく定数を増やしていくべきではないのかと。北見はかなりその辺に近づけて人員体制をして、うちと置戸町は14名を15名にしたという経緯がございます。しかし、うちは消防庁舎が新しくなるということと女性消防職員を増やすということも含め、さらには、もうちょっと幅を持たした方がいいんじゃないのかということで17名に今回させていただきました。消防議会でも議決をいただいた。しかし置戸は15名のままだということでございます。全体的なバランス、それから訓子府の救急に事あるときには、何かあったときには置戸から、あるいは北見の方から回ってくるということもございまして、それらも含めて人的な配置を北見地区消防組合、一部事務組合としてどう判断するかということがこれから当然出てまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 組合消防ですので、救急にしろ火事にしろ訓子府が手薄のときにはよそから回ってくる。置戸から留辺蘂から北見の西でしたっけ南でしたっけ、そこら辺から回ってくるというのはもう今までやっていることなんですけども、その代わり訓子府の救急についても北見ですとか置戸ですか、そういう中で協力体制の中で、よそに出てる場面もたくさんあります。これはトータルすると大体同じくらいの数が行ったり来たりしているんですけども、それは現状としてあります。ただですね、今、町長おっしゃったように組合が定員を決めるんだと。それは非常に形的にはそうなっているのはよく分かっております。やはり、しかしですね、やはり訓子府町の現状としまして、いくら組合といたしましても、その町の現状というものを把握した中で人数については提案していかなければいけないと。やはりそれは当然、組合の中の一つの町ですので、それは当然できることじゃないかと思っております。ですから、今回の17名の2名増というのも訓子府の消防署がきちんとしたものが出て、女性消防職員の登用というものを考えて、その中でそれが2名分の、確か2名分の女性専用室があるんじゃないかかと思っておりますけども、その関係で2名増やしていただいたのかなということは考えております。それは現実的にそうだと思います。それじゃお聞きします。今、来年度については1名の女性消防職員の採用を考えていらっしゃるんですよね、いかがですか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 4月1日で女性消防職員、1次試験と言いましょか、訓子府での試験は合格していますけども、救急救命士の試験の発表が間もなくあると思うんですけど、もし、これに合格しなかったら採用できません。条件としては、救急救命士の資格を取ることになっていきますんで、順調にいきましたら4月1日から女性消防職員が入ってくるということになります。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 救命士受かってほしいなと私も非常に思っております。今ここで1人駄目になっちゃいますとね、また次の採用はいつになるか分かりませんが、せっかく定員が増えたんですから、ぜひとも採用していただきたい。しかも女性ですので、女性の登用というのは全国的にも進められてますけども、本当に現実的には女性の職員の数というのは、本当にまだまだ全国的な規模には、いってませんので、ぜひとも訓子府は率先して、その中で入れていただきたいと思えますし、もしか、その方が受かって今年度採用されますと、来年度はもう1人女性を採用するという考えは今のところあるんでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 15名を17名にしたというのは、1名だけの女性職員でいいかどうかという議論ありますから、状況を把握しながらですね、早い時期にもう1名追加するという状況になってくるんじゃないかと。ただ、全体的には、北見地区消防組合でも女性というのは北見に片寄っていますから、今回、公募しましたけども、応募者が出たの1名だけなんです。非常に難しい問題ありますけれども、できれば、そういう形で採用を広めていきたいというふうに思っています。それから、救急の男女比というの私ちょっと今、把握してませんが、大体トータルでみると1年間に250名の町民の方が救急車で搬送されます。やっぱり女性特有の救急業務というのは私はあると思えますので、男の職員が救急体制の中でも女性がやっぱりそこに参加することによって、気が付かないことやいろんなことでまたプラスになる面が出てくると思えますので、議員が今、提案のとおり1名が2名にしないのかということですけど、これは令和5年度の状況を見ながら判断していきたいというふうに考えています。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） せっかく定員が増えました。女性も登用します。1名じゃなくて、すぐさまでも2名にしていきたい。これは男社会の中で女の方が専用の部屋があって、併用の施設があるにしろ、やはり1名では、なかなか難しい場面があると思えます。やはり今、町長がおっしゃいましたように女性が必要とされる救急場面というのもたくさんあると思えます。私もこの間、近い人が救急車に乗りまして、それで北見の消防署の救急車のお世話になったんですけども、そのときは女性が来ました1人、3名の中の1名が女性が来まして、私と一緒にいったのも女性だったんで、その面については、やはり安心した中で救急活動をしてもらえるということは非常に大事なことだと思いますので、よそがない中でも訓子府が率先した中で女性2名の採用をもって常時、常時とは言いませんけども救急車にも女性が乗っていただいて、そういう形をとれるということは非常に大事なことだと思いますので、ぜひとも次の町長に引き継いでもらって、2人目の採用も早い時期に考えていただきたいなと思えますので、よろしく願います。

それで、基本的に先ほどの話に戻るんですけども、いくら組合が定員を考えるんだと言っても、今までの私も消防議員、長くやっています、いろいろな流れの中で分かりますけども、もちろん北見の監査の方が物申したから増えたとか、そういうことじゃ現実的にはないんじゃないかと思います。やはり訓子府町の必要な人員というのは訓子府町が求めて組合を動かす。それがやはり理想じゃないかと思います。そのためには各町から消防議員も上がっていますので、そこら辺を利用した中で、やはりそういう必要性をきちんとした中で訴えていくべきだと思うんです。これは消防団員についても同じですし、消防署員についても同じだと思います。やはり地元の考えが優先されるべきだと思いますので、そこら辺の取り組みについて、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員ご存じだと思いますけれども、全国の消防団員というの減少傾向にあります。なかなか入ってこれない。訓子府も例外ではありませんでした。それは例えば小売り商業にしてみても従業員をとっている職場というのはほとんどありません。ですから、比較的大きな企業の協力をいただいて入ってもらっているという状況があります。

もう1点は、農業の後継者もなかなか入っていないという状況でありました。これは前団長からの要請もございまして、私は消防団員の中に役場職員を入れると。これは非常に効果を発揮して若い職員は基本的には30歳までは消防団に入って地域の交流や安心安全の実践的な経験を積んでほしいということで決断しました。私は大変良かったのではないかなと思います。

さらにまた女性消防団員が大変増えてきております。これも総務省から総務大臣から直接、訓子府町の消防団の活性化についての表彰を受けたばかりでございまして、これらも見極めながら消防団の必要性な体制をとっていかなきゃならないと思いますけども、やっぱり一部事務組合ということがありますので、組合議会の中でも議論をしていただきたいというふうに思います。

もう1点、改革になるかどうかは分かりませんが、うちの町は消防の支署長が議会に出ていません。これはやっぱり説得力が、総務課長は力ありますから、きちんと答えておりますけども、置戸は消防支署長が出ているようです。これらも含めて、条例改正も含めてですね、消防職員にも町民の代表たる議員の意見を聞いてもらう。こういったことも含めてですね、次期町長には改革を要請してまいりたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 訓子府支署以外に支署長が出ないという話は私もかなり前にそういうお話をさせていただいたことがあります。ぜひとも本当に出ていただきたいなと思っています。まず支署長については、ぜひともそういう規約の改正を次期町長にお願いして、支署長もここに並んでいただく場所たくさん空いていますから、ぜひそうしていただきたいなと思います。

それで、やはり消防団については、確かに訓子府も一時よりは減っていますし、女性消防団が増えても、それぞれの立場、役割というのはありますから、なかなかそれが一朝有事の際に全てその数がそれに生かされるかということになると、なかなか難しいと思います。やはり私は署員の力だと思います。やはり訓子府町にとって必要な人数の署員の確保とい

うのは、今後の課題だと思います。これは組合を動かすべき、消防組合を動かした中で定員の増というのは図れることだと思いますので、ぜひとも行政として、定員の増を考えていただいて、消防職員がもっともっと、町民の一朝有事の際に職員が十分に働ける体制をとっていただきたいと思いますので、これについては、ぜひとも今後の課題として、町長の引き継ぎもお願いしたいですし、担当の副町長なり総務課長がそこら辺のどこをぜひともつかんでいただきたいと思いますので、最後に町長、そのことについて一言お願いします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨年の9月から新しい消防庁舎が完成しました。そして、それから以降も火事も発生し救急車も出ています。職員体制も含めて1名の増を増員をしていかなきゃならないと思います。令和6年度には、私は今、道庁や農協関係の方にも政治的な働きかけをしながら、消防の救急車の更新を令和6年度にやりたいというふうに考えています。ですから、施設と自動車を含めた備品の拡充、そして人的な拡充をトータルのものとして確保することが住民の安心安全、とりわけ消防の住民の命を守るという使命からしても当然のことだと考えていますので、きっちり次の方に引き継いでまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） ぜひとも最後の大事な仕事だと思って引き継いでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（西山由美子君） 1番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで午前10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○副議長（西山由美子君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、3番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 通告書に従いまして、町長にお伺いをいたします。

新町政への引き継ぎについて。

菊池町政16年間は、いろいろな成果を残したと思います。長年のご努力に対して敬意を表します。

あわせて町政の現場を支えてこられた職員の皆さんに感謝をいたしたいと思います。

次の各項目について、現時点におけるご認識と新町政への引き継ぎ方を町長に伺います。

1、高齢化が進行する中で、大きな課題である認知症や介護への身近な対策と体制整備をお年寄り本人や家族が必要としているのではないか。

2、災害を防ぎ農家の生産基盤を支えている小河川や農地周辺排水溝の維持管理について、事業および機械力などの体制が不十分でないか。

3、現町政が建設をした大型施設の維持管理計画、そのコスト、利用者推計などについて

て、多くの方々が心配しているのではないかと。

4、広聴活動は種類こそあるが、町民の声を直接聞き町政に反映することは少ないのではないかと。

5、人口減少が続き町の活気が失われつつある中で、移住・定住など画期的で効果が期待できる新施策の実施に消極的でないかと。

以上、5点お願いします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新町政への引き継ぎについて」5点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1点目に「高齢化が進行する中で大きな課題である認知症や介護への身近な対策と体制整備をお年寄り本人や家族が必要としているのではないかと」とのお尋ねがございました。

本町の高齢化率は令和5年1月末で39.5%、二世帯、三世帯同居は減少し、高齢者夫婦のみの世帯、あるいは高齢者の一人暮らし世帯が増えています。加えて、認知症になると日常生活にさまざまな困難を抱え、一人で生活することが難しくなります。

子どもや家族が遠く離れたところにいて支援を受けられない、家族がいても頼れない、サービスを受けたがらない人や地域との関係が希薄になり交流がほとんどない一人暮らしの高齢者も増えています。

本町において、高齢化の進行と支援を必要とする高齢者の増加は今後も避けられない課題であると認識しております。

こうした状況の中でも、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の在宅生活を支えているケアマネジャーやデイサービス、訪問介護などの在宅介護サービス、特養やグループホームなどの施設介護サービス、医療依存度の高い人や自宅での看取りを支える訪問診療や訪問介護などの医療サービス、配食や愛の声かけ訪問サービスなどの在宅福祉サービスの事業者と地域の現状や課題を共有しながら、高齢者一人一人の支援の充実に取り組んでいるところです。

今後は、認知症や介護状態にならず住み慣れた地域で健康に暮らしていくための予防活動に加え、地域で高齢者が孤立しないよう、地域の人とのつながりや活動の場を創出するために、生活支援体制の強化に努めていきたいと考えております。

さらには、認知症などにより判断能力が低下してもその人の尊厳が守られるように、成年後見制度の利用や権利擁護の普及も重要なことと考えています。

新町政へは、これらの現状と課題などを丁寧に引き継いでまいりたいと考えております。

2点目に「災害を防ぎ農業の生産基盤を支えている小河川や農地周辺排水溝の維持管理について、事業および機械力などの体制が不十分でないかと」とのお尋ねがございました。

小河川や排水溝の維持管理の中でも、草刈りや土砂上げ等については直営および各実践会で実施する各地域保全会と河川等複数地区に広がるものを実施する広域保全会において実施しております。

また、側溝の破損等修繕につきましては、側溝修繕工事として業者への発注工事での実施を行っております。例年1月の新実践会長へ各地域からの要望を集約し、緊急度の高いところから実施しております。

維持管理については、3年前から昨年度までの要望については確実に減少傾向にあった

ため、現在の事業および機械力の体制で何とか対応してきたところです。

ただし、今後につきましては、昭和50年代の高度経済成長期に集中的に整備した側溝等が40年以上経過しており、劣化による修繕を行わなければならない箇所が増加していくと思われますので、その場合は、工事発注の予算を増額するなど対応を検討してまいります。

昨年度の災害の被害により、今年度要望につきましては、平常時の維持管理と災害対応箇所のうち、災害対応箇所が増えている状況です。

いずれにしても、今後も保全会や地域と連携し適切な維持管理を実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目に「現町政が建設をした大型施設の維持管理計画、そのコスト、利用者推計などについて、多くの方々が心配しているのではないか」とのお尋ねがございました。

私が町長に就任した平成19年度以降、建設した主な公共施設としましては、児童センター、認定こども園、スポーツセンター、消防庁舎などが挙げられますが、これらの施設は、将来的にも町民にとって必要不可欠な公共施設であり、財政状況を見極めながら老朽化や耐震性に問題のある施設など、町民が安全・安心して利用できる施設更新を優先して実施してまいりました。

また、施設建設にあたっては、施設利用状況や町民ニーズ、施設管理に要する経費などを検討し、調整してきたところであり、さまざまな場面において町民への丁寧な説明や情報提供を心掛けてきたところです。

今後の本町が所有する全ての公共施設については、近年建設した公共施設も含め、将来的に最適な配置の実現が求められており、長期的かつ総合的な視点から公共施設を維持管理していく必要があることから、個別施設計画を作成し公表することを予定しています。

4点目に「広聴活動は種類こそあるが、町民の声を直接聞き町政に反映することは少ないのでは」とのお尋ねがございました。

平成19年に私が町長に就任した際、地方自治の本旨である住民自治の実現を目指し「町民の、町民による、町民のための行政」とする自らのスローガンのもと、以降、幅広く町民の皆さんの生の声を聴く場を設け、町政に反映させることに力を注いでまいりました。

具体的には夜間町長室をはじめとして、ふるさと懇談会、まちづくり懇談会、車座トークやまちづくり推進会議などを通じて、多くの町民の皆さんからいただいたご意見を基に、高齢者ハイヤー利用サービスをはじめ、保育料の減額やさまざまな団体への支援、除雪の置き雪対策など、町の施策に反映された事業も数多くあり、これらの広聴活動は非常に重要な施策であったと認識しています。

5点目に「人口減少が続く町の活気が失われつつある中で移住・定住など画期的で効果が期待できる新施策の実施に消極的ではないか」とお尋ねがございました。

現在実施しているさまざまな事業で、直接的に移住・定住に対する事業と間接的に移住・定住に結び付いた事業があります。

直接的な事業は、空き家バンクによる住宅の紹介と空き家活用定住対策補助金の交付、地域おこし協力隊の導入、オンライン移住相談窓口の開設、東京での移住相談会の実施、U I J ターン新規就業支援金事業、農業担い手対策によるオンライン交流会の実施、店舗出店等支援事業補助金の交付などがあります。このうち地域おこし協力隊の導入、オンラ

イン移住相談窓口の開設、東京での移住相談会の実施は令和4年度の新規事業であります。

地域おこし協力隊員の導入は、本町では初の試みであり、また、東京での移住相談会では、移住希望者の声を直接聞くことができ、近い将来移住をしたいという方も見られ一定の成果があったと考えております。

さらに、店舗出店等支援事業補助金の交付については、移住者がより出店しやすいよう移住加算を上乗せする要綱改正を令和3年度に行っております。

一方、訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の際のアンケートや空き家バンクを利用した移住者からは、中学生までの医療費無償化や認定こども園の設置など、子育て環境が充実しているからという声が多く聞かれ、間接的に移住・定住に結びついた事業であると考えております。

移住・定住対策については、第6次訓子府町総合計画重点プロジェクトや訓子府町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に位置付けるなど、まちの重要な施策として積極的に取り組んでいるところでございます。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 丁寧な答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思っております。もう菊池町長とですね、このように向かい合って質問、答弁できないと思うと実に感無量の思いもあります。菊池町長の私にとっての8年間の総括質問でもあります。内容が内容だけに全て町長ご本人のご答弁をお願いをしておきたいと思っております。これまでの議員への答弁で引き継ぎに積極的に言及しているものがいくつもありました。菊池町長は今までの町長と違う引継書を書かれるのかなと期待を持ちながら質問を続けていきたいと思っております。

さて、誰からも満点の評価を受ける市町村行政は全国を津々浦々眺めても、なかなかないかと思っております。菊池町長頑張られた16年間、成果を残されてきましたけども、一方で少々気になる点もあり、近く町政がバトンタッチされるこの時点でそれらのご認識と新町長にどのように引き継がれるのかということに力点を置いた質問となっておりますのでよろしくご答弁をお願いしたいと思います。

まず、一つ目です。町がですね、認知症や介護の対応をやっていないという立場での質問ではまったくありません。回答にありましたように、さまざま対応をされて成果を残されてはおります。ただ、私が今ここで、この間ですね、何年間か繰り返し質問してきたことは、もう一步困っていらっしゃるお年寄り本人、それとご家族の足元に一步踏み込んでいただいておりますね、もう少し身近な対応があるんでないか。町長が今ずっと答弁されたことは、起きてからのことが多いし、百歳体操とか起きる前の予防の対策もありますけども、もう少し事前の準備というか、まちぐるみの学びが必要でないかと思っております。非常にいざ起きてみると大変なことであります。私は何度もこの場で言及してるから、またクドクドと体験談を述べる気はありませんけども、いきなりやってきて非常に運よく施設入所に至る方もいるでしょうけども、それにしてもその経過、そしてその間の心配、さまざまなお苦勞をされるわけです。ただ、残念ながら多くの町民の皆さんは元気なうちはまだ自分のことだと思ってるんじゃないんですよね、私もそうでした実は。まさか隣に元

気で住んでいた義母がですね、突然そのような状況になると思っていませんでしたから、非常に焦りましたし、時間も労力も使いました。結果良かったですけども、そういうことになる前に、みんなでですね、介護保険の使い方とか介護の仕方、あるんですよ実は。手法がね。家族がお年寄りを介護する方法も示されていますから世の中的に。そういうことをまちぐるみでみんなでお勉強しようやということを町が主導権をとっていただいて、体制の問題ありますよ、それは今置いといてお話していますからね、そういうことはできないでしょうか。もし、町長、これがですね、できたら訓子府にいつまでも住んでいたいと思うし、町民主役のまちづくりの際たる事業になるんでないですか。私はそう信じてますけども、町長にやってくれと言っても、もうやってもらう機会はないので、そういう意味では、非常に残念ですけども、町長の今の、この私がお話している町を取り巻いている状況のご認識と新町長への引き継ぎの仕方をご答弁いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日、工藤議員の一般質問でも生存権の問題の話が出ました。しかし、それは全ての国民は健康で文化的で、そういった生活を保障されなければならないということであります。これは誰しものが認めますし、そのようであればならない。その中で国や北海道や町の役割というのは極めて重要だと思います。しかし、残念ながら国の介護保険体制や地域保健体制等々含めていくと、むしろ手抜きの非常に厳しい状況の中で施設や各町の自治体の福祉政策というのは後退していると言っても私は過言ではないなと思います。その中で非常に職員たちは努力していると思う。ただ、大きく変わってきているのは、例えば保健所とわれわれの地域の保健師たちの仕事の役割が変わってきているということがあります。今回のコロナの問題で保健所が非常に危機的な状況に立たされたというのは、まさに国の政策がいかにか形式的なものであったかということを反省を余儀なくしなければならないということであります。結局は地域の私どもの保健師が保健所に助っ人に行かなくなるといっていい状況が生まれてきている。難病と精神的な障がい以外は保健所はやらなくなった。その分、私どもの福祉やあるいは健康増進等々含めて地域により密着した保健活動が求められているというのが事実です。ですから、非常に、百歳体操の話もしてましたけれども、何とかこの町をよくするための教育委員会の社会教育と保健師たちが連携した発見活動、あるいはサポート活動、こういったことが出てきていますし、ボランティアも非常によく頑張っておられると思う。しかし、まだ足りないというのは、議員のご指摘のとおりだというふうに思います。じゃどうするのかということです。これはかつてのように保健師が地域の中での担当職員はありますけれども、一つ一つ一人一人の状況に応じて即戦できるような体制を作れるかどうかということで、今このままの状況では無理だと私は思っています。しかし、これは何とかしていかなきゃならない。途中で私はとん挫しましたが、訓子府を5か所に分けて、そこにOT、PT、少なくともOTと保健師と一緒にいて地域単位のそれぞれのお年寄りに訪問、あるいは相談を受けるというような体制ができないかということをお前は福祉保健課に提案したこともありますけれども、町長無理ですと簡単に言われましたけど、でも私は諦めてはいない。秋田の鷹巣の問題や旭川地区の精神的な活動をされている状況からしてみると、こういった地域中心、地域の皆さんが自分たちの健康の問題をより向上させていく。そして、みんなで力を合わせるという体制と行政のさまざまなサービスがマッチして私は安心して暮らせる町というのは実



現できるのではないかと。そういう組織的で行動的な体制づくりが私はこれから求められるのではないかと考えていますので、ご理解賜りたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） ありがとうございます。前段のですね、構造的な問題とか国の至らない点、それは私も賛同するところありますけども、それはそれで、何て言うんですか、それを理由にしてはいけません。私はそう思います。今、訓子府町が置かれてる状況に立脚して対応を考えなきゃならないと思います。それで、町長も昔、検討されたことも披歴、今されてましたけども、私はもう少し簡単なことはできるんでないかということを行っているんですよ、学びです。だから。その保健師さんがですね、いろんなケースにあたるということは、それができたら非常に結構なことなんですけども、それはなかなか難しいだろうと私も認識で持っていて、町民の皆さん、お年寄りのご家族、それとお年寄りになる前の中老年の方を対象にですね、そんな難しいことではないと思います。社会教育の話もされてましたけども、場所は公民館かどうか分かりませんが公民館。場合によっては会館。場合によっては百歳体操の機会。短時間で継続して、難しくない。先ほど言った内容の学びを声かけを気付きを促すということでもあります。だからまだ百歳体操に来られている方で言えば、もう元気なわけですよ。けども事前に勉強しておくということでもあります。簡単に言うと。それに保健師さん、場合によっては社会教育の先生方だとかいうことでないか、外部の力も借りる。そういうことをやれば、事が起きたときに少しでもあわてなくて済むし、少しでも苦しまなくても済むし、若干心の余裕を持って対応できるのでないかなと思います。これを町長にやってほしかったんだけど、さっきも言ったように、もうできないんで、ぜひ、先ほど、どなたかの議員の答弁にあった積極的な引き継ぎの中に、このことを組み入れていただきたい。時間もありますから強く願っておきたいと思います。

それで、関係があるんですけども、これもこの間ずっと言い続けていることです。しつこいと思うけど、町長との総括になるんで、あえて話をさせていただきますけども、お年寄り、高齢者の見守り、支援の運動をこれも町ぐるみで、先ほど言った学びとセットで。セットでと言うか並行してですね、進めたいな、そういう町になってほしいなと強い思いがあるわけです。そうすると保健師さんとか役場の職員の仕事も減るわけです。ある意味ですよ。みんながこう持ち分を担当する部分をやっていくわけですから。過去にも紹介しましたが、既に私、昨今、まち回りしてるんですけど、すごくいろんな人の話を聞いたり、目にしたことがあるんですけど、人の分まで除雪やっている人がいる。雪割りとか。スーッときれいになっていましたけども、ある町内会で。それとか「いやうちでは、あそこの一人暮らしのお年寄りのことを日頃気にしてて、面倒みてるといってほどじゃないけどね」なんて、頭をかいてるおじさんがいたりですね。すごくうれしいことを聞きます。そのことをもうちょっとランクアップして組織運動化できないのかなって。運動と言うとまたややこしくなるんだけど、町内会連協、実践会連協、もうやられていることもたくさんあるんですけども、それはそれで進めてもらいながら、そして地域に運動や活動の濃淡が生じて当面は仕方ないとして。まずは町全体、もらすところなく、このような運動を、やっぱりこれ町が声かけないと。声かけて連協と一緒に、もしくはボランティア団体と一緒にということをお願いですね、このことは私またしつこいですから性格が。もし、再々選

されれば、新しい町長にしつこく私は求めたいと思いますけども、町長、認識と引き継ぎの仕方、ぜひ積極的な引き継ぎをご答弁いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 言われていることは本当にそのとおりだと。現状は山田議員と私の認識はちょっと違うかもしれませんが、決して訓子府町の地域活動のそうした見守りや支援活動というのは劣っていないと私は認識しています。しかし、これでいいかという問題で言うと次のステップアップが必要なんではないのかというふうに思っていますので、山田議員が政策的に出している新しい、これも手に入れてます。役場に支援課を置いたり、あるいは見守りの実践を広げる、学びを広げようというのは当然のことだと思います。ただ、支援課を置けるかどうかということは、今度、機構の問題も考えていかなきゃなりませんけども、いずれにしても、私は山田議員が求めている高齢者が安心して生活できる訓子府町というのは望むところでありまして、ぜひ、そういう形でさらに拡充を求めていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） やっぱり町長はさすがだなと思います。やっぱり町長の一丁目一番地である町民主役だとか福祉の、わざと、わざとと言ったら言葉悪いんだけど、金銭に触れる質問しているんですね私ね、町長だったら分かってくれると本当に思っています。そういう意味では昨日のある議員がもうちょっとやってもらいたいなと言ったことは、そういう点ではうなずける面もあるかなと思っております。ぜひともですね、町長、小さな分析では違うし、施策では人が違うんですから考え方当然違うし、町長と議員というレベルも違うし、違うと思いますけども、大きく目指すところはそう違わないと思いますので、この1点目については、ぜひ積極的に新しい町長への引き継ぎをお願いをしておきたいと思っております。

どうしても時間が少なくなる悪い癖が私にはあるんです。もう半分使っちゃいましたもんね。2点目に移りたいと思います。

大きく二つあると思うんですよ、この2点目は。災害で大きく傷ついている河川や農地等、日々の管理が至らず、河床が高くて水が流れづらくなっていたり、農地周りの排水溝の土砂上げが全然間に合わなくて、これは穂波のことだけ想像して今言っても、全然間に合わないんですよ保全会では。答弁では、災害だとか大きな改修は割と希望を各実践会から聞いて優先順位で言っているけど、もう優先順位でと言っている時点で足りませんからね私の理屈からいくと。それはどっちかと言うと災害系というか大きな。私がここで言っているのは保全会でやっている畑周りの土砂上げに絞ってちょっと今お話したいと思っておりますけども、これも全然不十分だと思います。昨年大雨のときに特に多くの水が集まる穂波、低台の日出、実郷などの川南地区の低いところは、まず中小河川があふれてしまって、あふれたというよりも、もう何て言うんですか、破壊しながらあふれてしまって、そこに流れ込む排水溝は当然勢いも違うんで、もう流れ込めなくて畑が非常に冠水して農業被害が拡大してしまいました。これは人力で人間の力で止められない天災の力もありますけども、日々、土砂上げなどをして川底を低くしておけば避けられるレベルの災害もあるわけですよ。こんなこと専門家を前にして言うこともないんですけども、だから保全会の9千万円ぐらいの予算で全町を割っても、緑肥がありですね、対策に草刈りがあり、そち

らにも取られますし、排水の対応が全然駄目であります。加えて町内の機械力というか、表現が分かりませんが、会社の数と言ったらいいのか分かりませんが、それが不足しております。答弁では別な事業のこともされてましたけど、私が今ここで問いたいのは、保全会の不十分さと機械力の不足であります。このご認識をお聞きしたいと思います。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 建設課長が答えた方がいいんですけども、議員が冒頭おっしゃったように今回は町長が答えれということですから、町長がお答えさせていただきます。

一つは、日常の土砂上げをどうするのかと。これは保全会がやっているというのは畑作の面積を国と町が、北海道も含めて金を出して共通の8千万なら8千万のお金の中で自分たちが今まで奉仕でやっていたことも含めて一定の金額をお支払いしますよと。私は草刈りも含めて地域でやっていますけども、お金もいただいています。そういうことで自助のやっぱり活動に支援をするという国の政策だったというふうに記憶していますから、しかしそれで役場の仕事が全部なくなるわけではありませんので、当然、保全会で住民の自主的なそういう活動でできないことを含めて共存しながらやっていかなきゃならないというのは仰せのとおりだと思います。ある意味では、保全会に力を借り過ぎてですね、行政がもっとやるべきことをやっていないんじゃないのかというご指摘でないかなということもありますので、一つは、今、保全会の事務局長は山内君が入っています。これは農業のエキスパートです。連携してもっとさらにそういった声が現実のもので地域でできないことを行政がどうするのかということを中心に力を入れていかなきゃならないというふうに思っています。これが1点です。

もう1点です。用水路や排水路の管理というのは、基本的には土地改良区事業です。私が理事長やっていますから、そして地域の代表によって草刈りや土砂上げや、あるいはそれを業者に頼んでやっているというのが現実的です。しかし、去年のような災害のときに、それで対応できたかどうかということは別としても基本的には水の管理をやっている専門にやっている方々で行っているということがありますので、これは土地改良区として、さらに進めていかなきゃならない。ただし、今、議論になっています。私はずっと谷本泰三郎以来、私も土地改良区の理事長やっています。管内で私だけです。ほとんどはもう農家の方が自主的に自分たちで管理しているという方法なんです。土地改良法というのは、でも、私たちの町は伝統的に歴史的に町長が整備を含めて一緒になってやっていこうということでやっていますので、これらについても本当にさらに町民に依拠した活動をやっていかなくちゃならないんじゃないかなと思います。

それから、機械力です。これは山田産業と富山産業が主として機械を持っていますから、かなり去年の災害でも力を貸しています。それでもできませんでした。だから、今、北海道の、昔の土木現業所の連携、さらにまた町内の清掃活動では国の道路管理者が北見道路事務所が清掃車を持っていますので、これを借り受けてやるとかですね、非常に去年の経験を基にして自治体と北海道、国との連携が非常に前に進んできたという状況がありますので、山田議員のご指摘のとおりまだまだ不十分さはありますけども、さらに一歩進めていきたいと考えています。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 保全会事業については、確かに農家が自分たちで本来やらなき

やならないことを支援して農業が振興することに着目した国の事業であります。そうは言いつつ、実際は保全会事業に何となく集約されていて、そして予算も事業量も足りない状況になっている。これが現実であります。実際の理屈と現場の話は実は違うんだよということでないかと私は思っております。それでこの保全会の9千万未満ぐらいの事業費というのは町長もちょっと触れられましたけど、面積からきて増額できないものなののでしょうか。できないとするならば、プラスワンの町単費でもいいんですけども、もう少し事業、予算額を増やして保全会事業を変えれないんだったら保全会事業を支えるような、名目はいいんですけども、もう少し土砂上げなりの事業が目に見えて進むような手立てはないものなんでしょうか。それと合わせて引き継ぎの仕方をお聞きして、この項目は終えていきたいと思っておりますのでお願いします。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 二人の候補者のパンフレットを持っています。実は筆頭にこの河川の氾濫やこれが行き届いていないという批判も含めたことを含めて出ています。私はあらためて、この二人と議論したいと思っております。全然分かってないと私は思います。しかし、これは立候補者の自由ですから構いませんけども、しかし、増額は国のルールに基づいて北海道や町が4分の1とかずつ負担するというのをさらに町負担分を建設課の方に予算措置をするということが考え方です。スピードが遅いということであれば、小河川ですね、これは単費で一般財源で予算を付けるということをお金を切るかということですね、私はそう思います。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 町長ね今ご認識のとおりです。名目は問わず町単費で手当をすることはもう全然できるということでもありますので、認識はそのとおりですし、私と一致しております。ぜひ、引き継ぎの答弁がなかったですけども、引き継ぎにおいて、今、町長が示された認識を新しい町長に伝えていただきたいということを求めて三つ目に入りたいと思います。

三つ目のこの町長が建てられた公共施設、当初から心配の声もたくさんありました。でも現に事業が終わってですね、利用者もたくさんいて、現在進行形でありますから、そのことについてとやかくさかのぼって言う気はまったくありません。私が耳にするのは、知らないことも含めてですね、理解が進んでいないことも含めて、この当初の質問のような声があるわけです。ただ、答弁に明確に個別の見通しを立てて町民に説明する。こんな明確な答弁久しぶりだなと思って、私、感心しました。ぜひ、それはそのようにお願いしたいので、ここはちょっと触れないでおきたいと思っております。

関連してちょっと町長の認識を聞いておきたいなということがあります。これもよく言われているんですけども、町税や借金をして作った町民の公共施設でありますスポーツセンターやプールなどの利用者はですね、約7割が町外なんですね、これ所管事務調査でこの間聞いたばかりだから勘違いではないと思うんですけども、違ったら訂正も含めてお答えいただきたいと思っております。使用料金が町外者と町民が同じなんですね。町民感情としては、ちょっと分かりにくいというか、ということらしいであります。というのは、事業費もそのうちの借金も含めて3割しか使っていない状況の訓子府町民が負担してるという表現がいいのかどうか分かりませんが、そういう感じがあるんです。感覚が皆さんに。一

度、教育委員会の誰かとしゃべったときに、忘れちゃいました名前は。都合よく。いやスポーツは国境もないし町界もないから、使用料同額は当たり前ですよって言われた記憶があります。それも分かったような分からないような。実際は町民のための施設ですからね。この点について、ちょっとよく言われるもんだから、答弁をお聞きして私の新聞でまたみなさんに広く伝えていかなきゃならんという責任も感じますので、認識とこれもセットですけども、引き継ぎの予定はあるか。急に言われたことは引き継ぎがなかなかないかもしれないけれども、ご答弁をお願いしたい。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） バリアの問題です。北見の市民、置戸の町民、美幌町含めて、そういった町外の方が7割いるんだと。これとうちの町の使用料が同じでいいかどうか。私はいいいと思います。北見に行って本を借りる。置戸に行って本を借りる。そうすると訓子府町民だから金をたくさん払うということではなくて、お互いが持ちつ持たれつという中で振興を図っている。そして、7割の人たちが訓子府町に100円出したら使えるわけですから。スポーツセンターね。100円出して使えて、そして訓子府に来ていただく。そして町の施設を利用してもらったり、あるいは飲食店も利用してもらえると。こんなことは私は大変評価すべきだというふうに思っていますので、ご心配いらぬというふうにご理解いただきたいと思えます。

それから、新しい施設ができています。その中での使用がですね、維持管理含めて大変心配だと町民の方が言っていると。私のところにはですね「いや良いスポーツセンター建ててくれたな」という声はあるんですけども「お金が大変でないか」という心配はあんまり聞こえてこないんです。でもね、今、温水プール、前の町長が建てたときの温水プールがかなり老朽化してきています。これを維持できるかどうかということは町民に問わなければいけない。すなわち建て替えるのかやめるのか。そして多大な修理をするのかって、これも含めて町民の寄り添いながら、意見をお聞きするということになります。私が町長になってからやった支援センター、そしてこども園、スポーツセンター、消防、全然心配いりません。今、維持管理でいくと、維持費でいくと1年間に全体で屋外も含めて2,500万です。これの見通しが立たなくてですね、建てることはしませんので、町民の皆さんがもし議員に心配だと言っているのであれば、心配ないぞと町長は言っていたんだと。しかし、いずれ老朽化してきます。こういったことに対するコストや維持管理をどうするかということは、これは町民的な課題として、財政も含めてやっていかなきゃならない。何回もお話していますけれども、令和10年度に訓子府の起債償還のピークを迎えます。これから下がっていくということで、新しい施設をやって、また起債を借りなければどうとかって問題はありますが、基本的には、ここ数年頑張っていたら財政的にもさらに安定してくるのではないかなと私は思っています。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 町長ね、言われたことはそのとおりだと思うし、私も大体分かっているつもりであります。理解できてなくて心配しているのは町民の皆さんです。だから答弁にあったように、個々の見通しを作って公表するということが私は良いんでないかと思えます。

それと、言われたから言いますけれども、町民の皆さんってね、人見て言うんですよ意見

を声を。町長に向かってね直接否定的なことを言う人は相当な心臓強い人ですから。私に言う人は議員としての役回りを頑張ってもらおうとして言われるわけですから、違って当然だと思いますので、あえてちょっと言っておきたいと思います。

それでは、四つ目であります。

広聴活動の関係ですけども、町長は非常に、菊池町長は優れているなと思ったことは、やっぱり町民の声を聞く仕組みをいろいろ用意されたことだと思います。夜間町長室はじめ、答弁にもありましたように車座トークだとか、いろいろ用意された。進んだ考えの持ち主だなと思って私もそう思いました。ただ何となく直接、僕が聞いているのは、直接聞く手法を使ったかということなんです。一度アンケートのことで言及したときに、集計が大変だとかどうのこうのという答弁、もうこれ印象的に覚えているんですけども、直接の声を聞くことに勝るものは私は広聴活動ではあり得ないと思っております。その点で過去何度か直接的な広聴のことを質問した記憶ありますけども、その前もその後も直接的にされるのは各種計画策定のときのアンケート調査ありますね、各種のね、それはありますけども、日頃ですね、町政全般をとおして気軽に直接の声を聞く仕組みはなかったような私は思っています。そのことなんです。直接聞くことが一番いいんでないのかなって。その点では残念な印象を持っております。それが一つ。それについての認識ちょっとありましたら触れてもらうのと、夜間町長室は盛んに連続して、大変お疲れさまでしたけども、貫き通したという点では高く評価したいと思いますけども、その直接の声と裏返しになりますけども、あの夜間町長室に来られる町民の方というのは相当やっぱり勇気のある方であるし、大変な課題を抱えられている個人なり団体なのかなと思っております。その場を設けていることは大変結構なことですけど、言葉を今選んでますけども、時間と機会を設けているけども、結局は聞く声が少なくないですか町長。夜間町長室というのは。やはり広く声を聞く手法はなかったんでしょうか。そして、この広聴についての直接性ということについての引継書でも言及はされますか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 行政の基本は住民自治です。これは昨日の議員の皆さま方からの質問にも再三答えてきました。私は歴代の町長の中では、こんなこと言ったら最後ですから、私ほど町民に身を寄せ意見を聞くことに前向きな町長はなかったと自負しています。これは通勤時、歩いて通勤する。このときに末広の方々の声かけも含め、そして役場庁舎の戸を開ける。そして入ってくる方々、これはカウントされてませんけど。それからホームページに町長室を設けたり、もうみんな職員は嫌がります。もし何かあったらどうしますかって。こんなことを恐れて町長はできないということ。そして夜間町長室です。月に一度、第2水曜日は、この日だけは僕は絶対いますと。何かあったときには必ず来てほしいというこの姿勢というのはすごく大事です。私は16年間やってきて一度も休んだことありませんけど、多くの方の意見をいただきました。全体としては、この5年間でみても夜間町長室に件数で言っていると30件ぐらい来ていますし、人数からいきますと六、七十人来ています。考えていくときりがないと言っても語弊がありますけども、やっぱりそういうスタンスと町民の声を聞くという姿勢こそが大事なんじゃないか。それから今、コロナ禍で3年間ほとんどできませんけど、地域で呼ばれたことには欠席したことないですよ。そして車座トークで話をして意見を聞く。誰よりも悪いけど広聴活動を一生懸命やっ

てきたと自負しています。しかしこれでいいかというのは際限がありません。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 私は町長がやってきたことを否定する気は毛頭ないですね。先ほども言ったように町長の自負どおりだと思います。歴代の町長の中で町民の声を聞こうという姿勢を貫いた町長だと。それはもう私も皆さんも認められるんでないかなと思います。私は菊池さんだからこそ、もう少しレベルの高いね、広聴をやるんでないかって期待してた裏返しの質問なんですよ実はこれはね。夜間町長室も車座トークも評価します。しますけども、菊池さんのそのキャッチフレーズである町民主役ということであれば、なぜ直接的な声を聞く機会を設けなかったのかなという、私も冒頭言いましたけどね、町長の16年間はほとんど肯定的ですよ私は。多くは勘違いしている町民の方もいるようだけど、その中でも気になることを五つ今日拾い上げて聞いているんですから、相当レベルが高い町長、菊池さんだから聞いておきたいし、新しい町長にぜひ引き継いでほしいというのは、そこに狙いがあるわけですよ。はっきり言って、言っちゃっていいのかな、菊池さんのレベルをね、町長が維持するって言ったらね至難の業ですよ。ほめ過ぎかな。本当にそう思ってます私。だから、だからこそ新しい町長にきちんと引き継いでほしいということを再三強調しているんですよ。引き継ぎされたから、新しい町長ができるかどうかというのは、これまた別問題ですけどね。高いレベルを引き継いでもらいたいなど。何かおしまいのようなこと言ってしまったけども、まだ続くんですね。

町長もご存じだと思いますけども、私は日本史好きなので、江戸幕府の享保の改革をした徳川吉宗公という将軍いますね、彼は周囲の反対を押し切って目安箱というものを置いた。形だけじゃなくて、目安箱に集まった庶民の声を何とか実現しようとした変わり者将軍であります。だから、何て言うんですか、身分制度のはっきりした封建社会のピラミッドの頂点に立っている人が、あの時代にみんなの声を直接聞こうということをもったこと自体がすごいなと思って、私は印象強いんですけども、直接の声を聞くということはもうこれに勝るものはないんで、引き継ぎを、しつこいんですけども重要性をその実践について、できましたら引き継ぎをしていただきたいなど。

○副議長（西山由美子君） 残り4分です。

○3番（山田日出夫君） これに答弁受けたらまた時間が足りなくなるので、お願いだけをして次に移りたいと思います。

移住定住の問題ですけども、先日の町長の答弁聞いてても、菊池町長さんは重農主義者なんだなと思いました。産業振興を図るという点では誰も反対しないし、私も賛成だし、農業の町だから農業を応援するという事は当然だと思いますけども、小さくなくても輝けるというお考えのようですけども、それはやっぱり土地が逃げていかないですからね農地が。人口が減っても農業に力を入れていけばまちづくりはできるということに関連しているんじゃないかなと昨日聞いていてふと思いました。でもですね、人口が減ったら財政規模はじめ、税収、それと人間の力、人々の活動の輪が小さくなって、町はそれなりにしか輝きませんよ。輝くけど小さい輝きが。私は4千が限度のまちづくりをしてもらわなかったら困るなと思ってはいますけども新しい町長に。この認識はおそらく菊池さんと僕はずっと平行線だと思う。これはしょうないことですから、もう全然考え方が違うんですから、ただ、小さくても輝くということを引き継いでもらいたくないんです。思いがあってもで

すよ。

○副議長（西山由美子君） 残り2分です。

○3番（山田日出夫君） 引継書に思いをあまり強調してもらいたくないと思うんだけど、いかがでしょうか。

○副議長（西山由美子君） 町長。

○町長（菊池一春君） 吉宗の話も出ましたけども、これはやめます。移住定住含めて人口増を図っていく必要があるのではないのかと。そのためにも小さくても輝くという限られた状況の中でまちをつかっていくということについては、あまり引き継がないでほしいということでしょうか。あと1分しかありませんけど、私は小さくても輝く、小さいから輝くということを積極的に引き継いでいきたいというふうに思います。それは全国の市町村の中でかなりの小さい自治体が本当に頑張っている。目の輝くような状況をたくさん見てまいりましたので、ぜひ、私どもも人口の規模と数にとらわれなくて、輝ける町にしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○副議長（西山由美子君） 山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） わかりました。たぶんそういうことだろうと思って、予想して質問もしてますけども、持論を強調する必要はありませんけども、もう何度も述べてきたし、今も述べましたけども、私はもしまた機会が立場が得られたら、小さくても小さいなりに輝くし、中規模だったら中規模なりに輝くしということを新しい町長に訴え続けていきたいなと思います。小さいところが努力をしていることは否定しません。でもそれは、やらざるを得ないし、頑張っていると思います。4千なら4千の町が輝けばもっと大きな輝きになると思います。

終わります。

○副議長（西山由美子君） 3番、山田日出夫君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

#### ◎議事日程の繰り上げ

○副議長（西山由美子君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了しましたが、会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することにしておりますので、この際、日程を繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時21分

再開 午後 1時00分



○副議長（西山由美子君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第13号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第7号、  
議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

○副議長（西山由美子君） これより提案理由の説明が終わっております。新年度予算関連議案および新年度予算議案の審議に入ることといたします。

新年度予算関連議案および新年度予算議案の質疑にあたっては、議会運営委員会から提示された審議日程に基づき進めていくことといたします。

議案第13号、議案第19号から議案第21号および議案第7号から議案第12号までは、一括議題であり、議事進行上、副議長が指定した議案または区分ごとに1人2回まで質疑することを許します。

ここで3点ほど、審議要領の中から申し上げますが、質疑は先ほど申し上げたとおり議案または各予算の区分ごとに1人2回までといたします。

次に、前の区分への後戻り質疑は認めないこととなっております。

最後に一般質問的な質疑とならないよう留意願います。

それでは、まず、新年度予算関連議案の質疑から行います。

最初に、議案第13号の質疑を許します。議案書82ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって議案第13号の質疑を終了いたします。

次に、議案第19号の質疑を許します。議案書131ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようですので、これをもって議案第19号の質疑を終了します。

次に、議案第20号の質疑を許します。議案書133ページです。

ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。この議案の改正案の中で現行は職員の勤務成績に応じてとありますが、これを直近の人事評価の結果およびというこの違いというのはどういうことで、こういう文言になったのか。特に今までと変わったことがあるのか。そのあたりを、また人事評価をどのような形で行っているのか、それを伺います。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書133ページの職員の給与に関する条例の一部改正条例のご質問の中で、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてというものを人事評価の結果および基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じてということで改正させていただいているものなんですけれども、従前のものにつきましては、6か月間順当に勤務した者については、ほぼ満額認めるというような取り扱いだっ

たんですけれども、今回から人事評価というものの評価をそれに加味していくということで新たに付け加わったものでございます。

人事評価の中身につきましては、勤務評定、能力評定、業績評定という三つの部門がございまして、それぞれを管理職員が評価いたしまして、点数を付けて、それを勤勉手当に反映させていくというような手順になってございます。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今回の人事評価を管理職、各課の管理職がその課の人の人事評価に関わるということですね。それを総合的に評価を見直すとか、そういうようなことはなくて、課長の判断でこの人事評価が決まるということですか。

○副議長（西山由美子君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 係員と係長、課長補佐につきましては、課長職が評価をいたしまして、その評価を副町長に渡して副町長が中を見まして最終的な決定をいたします。課長職の勤務評定につきましては、副町長が評価をするということになってございます。

○副議長（西山由美子君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようなので、これをもって議案第20号の質疑を終了します。

次に、議案第21号の質疑を許します。議案書135ページです。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○副議長（西山由美子君） 質疑がないようなので、これをもって議案第21号の質疑を終了します。

以上をもって、新年度予算関連議案の質疑を終了いたします。

これより新年度予算議案の質疑に入ります。

予算議案の質疑についても、各区分または議案ごとに1人2回まで、後戻り質疑は認めないこととし、また、内容は一般質問的な質疑とならないように、ご注意をお願いいたします。

それでは、まず、議案第7号 一般会計予算の質疑から行います。

まず、予算書2ページ、一般会計予算から30ページの歳入、第13款、第2項、手数料までの質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（一般会計の質疑・答弁については電磁的記録媒体（CD）保存とし、記載省略）

（議案第7号の歳入、13款、使用料及び手数料まで記載省略）

○副議長（西山由美子君） 次に、同じく歳入、予算書29ページ、第14款、第1項、国庫負担金から38ページ、第15款、第3項、委託金までの質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（一般会計の質疑・答弁については電磁的記録媒体（CD）保存とし、記載省略）

（議案第7号の歳入、14款、国庫支出金から15款、委託金まで記載省略）

○副議長（西山由美子君） 次に、同じく歳入、予算書37ページ、第16款、第1項、

財産運用収入から46ページ、第21款、第1項、町債までの質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(一般会計の質疑・答弁については電磁的記録媒体(CD)保存とし、記載省略)

(議案第7号の歳入、16款、財産収入から21款、町債まで記載省略)

○副議長(西山由美子君) それでは、一般会計の歳出の質疑を行います。予算書47ページ、第1款、第1項、議会費から、80ページ、第2款、第6項、監査委員費までの質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

一般会計の質疑・答弁については電磁的記録媒体(CD)保存とし、記載省略)

(議案第7号の歳出、1款、議会費から2款、監査委員費まで記載省略)

○副議長(西山由美子君) ここで、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○副議長(西山由美子君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

議員の皆さまに申し上げます。

質疑をするときは、ページ数とそれから款、項、目をゆっくり言ってから質疑に入っていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、歳出、予算書81ページ、第3款、第1項、社会福祉費から96ページ、同じく第3款、第2項、児童福祉費までの質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(一般会計の質疑・答弁については電磁的記録媒体(CD)保存とし、記載省略)

(議案第7号の歳出、3款、民生費、第1項、社会福祉費から第2項、児童福祉費まで記載省略)

○副議長(西山由美子君) 次に、同じく歳出、予算書97ページ、第4款、第1項、保健衛生費から112ページ、第5款、第1項、労働諸費までの質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(一般会計の質疑・答弁については電磁的記録媒体(CD)保存とし、記載省略)

(議案第7号の歳出、4款、衛生費から5款、労働費まで記載省略)

#### ◎散会の宣告

○副議長(西山由美子君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○副議長(西山由美子君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

明日は午前中、訓子府中学校の卒業式のため、休会としておりますので、午後1時から開会いたしますので、ご参集よろしくお願いいたします。

散会 午後 2時40分